第５章 バリアフリー基本構想の推進

以下の推進の枠組みにより，基本構想を推進していきます。

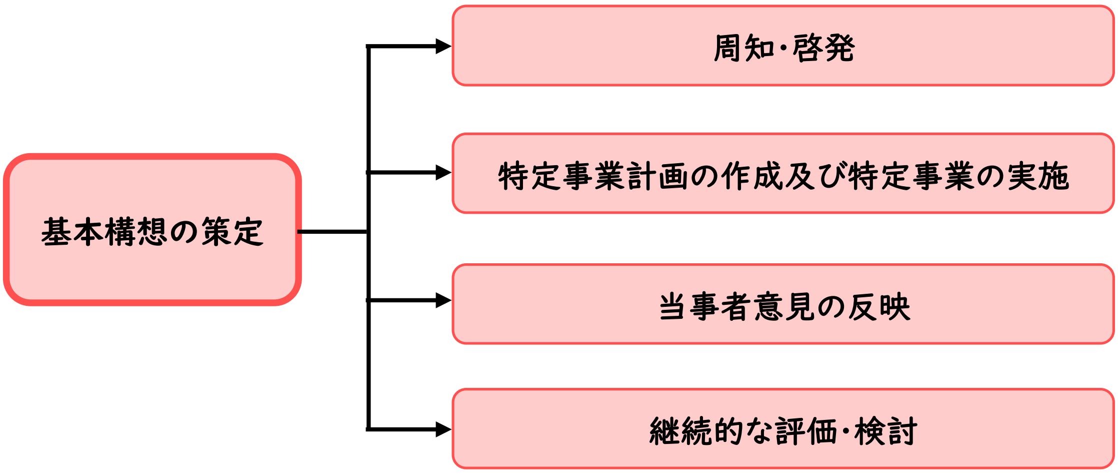

図 5.1 基本構想の推進の枠組み

1 基本構想の周知・啓発

マスタープラン及び基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項（バリアフリー方針等）や心のバリアフリーなどについて，生活関連施設の施設設置管理者をはじめ，関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していきます。

また，基本構想に基づく整備の進捗状況など，バリアフリー施策の推進に関する情報を取りまとめ，市民に提供できるよう市のホームページ等において情報公開します。

2 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

基本構想の策定後，特定事業に位置付けられた施設設置管理者等は，基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し，事業を実施することがバリアフリー法で義務付けられています。

このことから，「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」，「飛田給駅周辺地区」，「京王多摩川駅周辺地区」の3つの重点整備地区における施設設置管理者等は，基本構想策定後１年を目途に，単独又は共同して関係者と十分な意見交換を行い，特定事業計画を作成するとともに，事業の実施によりハード・ソフトの両面でバリアフリー化を推進していきます。

また，特定事業計画の作成時や特定事業等の実施段階においては，多様な当事者の参加による意見交換等を実施し，意見の反映や相互理解の促進を図るように働きかけていきます。

3　当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討

調布市では，「調布市バリアフリー推進協議会」を引き続き設置し，基本構想策定後も，特定事業計画の作成（Plan），特定事業等の実施状況の把握（Do），事業実施後の点検（Check）と改善策の提案（Action）等といった PDCA サイクルに基づき，基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指します。

協議会では，高齢者，障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し，意見の反映や相互理解の促進を図るとともに，各事業の進捗状況を把握し，必要に応じて特定事業等の追加を検討していきます。

また，市全域における発展や市民提案の発意により新たな重点整備地区の設定を検討するなど，今後も定期的に基本構想の見直しを行います。

なお，重点整備地区として新たに追加した京王多摩川駅周辺地区では，今後の土地区画整理事業等の進捗に十分に留意するとともに，必要に応じて基本構想や特定事業計画の見直しを含め，検討を行います。